

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、精神障害者保健福祉手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和5年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障害の状態のある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の判定・交付等を行っている。 事務の概要は次のとおり ①手帳の交付申請更新申請等に対する障害等級の決定のための審査・照会及び手帳の交付決定等、②決定後の手帳の発行、③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備、④氏名・居住地の変更届け出の受領、⑤手帳の返還、⑥統計業務等の事務。 また、障害年金証書による手帳の交付・更新申請では、情報提供ネットワークシステムを利用し、障害年金に関する認定情報(特定個人情報)を取得する。
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号ニ、同条第4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号ロ、同条第2号ロ、第20条第3号ロ、第21条第2号ロ、同条第5号ロ、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第1号ホ、同条第2号、同条第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、同条第2号、第53条第1号ニ、同条第2号ハ及び同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ、同条第11号ニ、第59条の2の2第1号チ、同条第2号から第5号まで、同条第7号チ及び同条第8号から第12号まで [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第18条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府こころの健康総合センター
②所属長の役職名	大阪府こころの健康総合センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府こころの健康総合センター 医療審査課 〒558-0056 大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号:06-6691-2811
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府こころの健康総合センター 医療審査課 〒558-0056 大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号:06-6691-2811

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 (番号法の改正に伴う追加)	(なし)	10の項 14の項 85条の2の項 108の項	事後	
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加)	(なし)	第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ 第43条の4第1号ロ、同条第2号 第55条第1号チ、同条5号ロ、同条第6号ホ、 同条第11号ニ 第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号まで(前回未制定だったもの)	事後	
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加・項ずれ等)	第12条第1号ニ、同条第2号ニ、 第22条第1号ロ、同条第2号、同条第3号、 第30条第4号、 第53条第1号ロ、同条第2号ロ及び同条第3号ロ	第12条第1号ニ、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第6号ヘ、同条第8号チ 第22条第1号ロ、同条第2号から第11号まで、 第30条第5号、 第53条第1号ハ、同条第2号ハ及び同条第3号ロ	事後	
平成31年2月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	大阪府こころの健康総合センター所長 笹井康典	大阪府こころの健康総合センター所長	事後	
平成31年2月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府庁本館1階	大阪府庁本館5階	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策 1. ～9.	(なし)	十分である 委託しない等の追記	事後	
令和5年7月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府庁本館5階	大阪府庁本館1階	事後	
令和5年7月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加・項ずれ等)	番号法第19条7号 第9条第1号ハ、同条第4号ハ 第12条第1号ニ、同条第2号ヘ、同条第6号ヘ 第20条第2号ロ 第21条第1号ロ、同条第2号ロ 第30条第5号 第53条第1号ハ 第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号まで	番号法第19条第8号 第9条第1号ニ、同条第4号ニ 第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第6号ト 第14条第1号ロ、同条第2号ロ 第20条第3号ロ 第21条第2号ロ、同条第5号ロ 第30条第1号ホ、同条第2号、同条第3号ホ 第53条第1号ニ 第59条の2の2第1号チ、同条第2号から第5号まで、同条第7号チ及び同条第8号から第12号まで	事後	
令和5年7月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和4年3月31日	事後	
令和5年7月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和4年3月31日	事後	